（編入学生用）

# 誓約書・同意書

受験番号及び記入日をご記入ください。

| 受験番号 | | | | | | | | | 記入日 | 20　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

入学する学部・学科に✓をつけてください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 経営学部経営学科 | | 教育学部教育福祉学科 |
| | 社会学部社会学科 | | 心理学部心理学科 |
| | 国際コミュニケーション学部観光学科 | | 国際コミュニケーション学部英語コミュニケーション学科 |

関西国際大学
学長 濱名 篤 殿

＜入学予定者＞

1　私は、2024 年4月1日付けで関西国際大学に入学し、入学後は学則並びに諸規程を堅く守り、学生としての本分に反しないことを誓います。

2　私は、関西国際大学公式 Web サイトに掲載され、個別に交付を受けた「関西国際大学学生会会則」に同意し、関西国際大学に在学する期間を通じて、関西国際大学学生会の会員となることに同意します。

3　私は、関西国際大学公式 Web サイトに掲載され、個別に交付を受けた「関西国際大学における在学生等に関する個人情報の取扱いについて」に同意し、関西国際大学が保有する私の個人情報（学籍、履修、成績、課外活動、就職、厚生補導及び健康その他個人に関する情報）を、私の保証人に提供することに同意するとともに、関西国際大学が関西国際大学後援会との間で私の個人情報の一部（住所、連絡先その他後援会の運営に必要な個人情報に限る。）を共同利用することに同意します。

本人現住所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人名前（自署）　　印

＜保証人＞

※入学手続時に身元保証書に記載した保証人の方がご記入及びご署名ください。

1　私は、関西国際大学公式 Web サイトに掲載され、個別に交付を受けた「関西国際大学後援会会則」に同意し、上記の入学予定者が関西国際大学に在学する期間を通じて、関西国際大学後援会の会員となることに同意します。

2　私は、関西国際大学公式 Web サイトに掲載され、個別に交付を受けた「関西国際大学における在学生等に関する個人情報の取扱いについて」に同意し、関西国際大学が関西国際大学後援会との間で私の個人情報の一部（住所、連絡先その他後援会の運営に必要な個人情報に限る。）を共同利用することに同意します。

保証人現住所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保証人名前（自署）　　印

2023 年 10 月 17 日

**関西国際大学における在学生等に関する個人情報の取扱いについて**
**＜入学予定者および保証人の皆様へ＞**

関西国際大学では、大学教育を効果的に推進していくため、学生および保証人の皆様から種々の個人情報を提供していただいております。これらの個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法)」および「関西国際大学個人情報管理規程」に則り、個人情報の安全かつ適正な管理・運用に努めております。つきましては、以下をお読みいただき、「誓約書・同意書」に署名のうえ、他の入学手続き書類とともにご提出ください。

**１．個人情報の収集と利用目的について**

個人情報とは、氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人が識別され、または他の情報と照合することにより容易に個人を識別できる情報をいいます。本学では教育研究、学生支援、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の利用目的のために収集します。また、必要に応じて収集した個人情報にもとづいた、学生および保証人への連絡を行います。

〈利用目的〉

A. 基本情報管理関連

①学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
②履修登録、授業運営、授業出欠席状況管理、試験の実施、成績管理、授業運営
③大学、大学院等の学内進学・転学部・転学科、卒業後の進路に関する情報管理
④学生証、各種証明書の発行に関する情報管理
⑤学費情報管理、口座情報管理

B.修学支援関連

⑥教職員による指導や面談の記録
⑦実習、グローバルスタディ、コミュニティスタディなど経験学習プログラムの管理運営
⑧本人呼び出し・クラス分け・座席指定等の連絡告知のための学内掲示
⑨就職関係情報の作成、管理
⑩メディアライブラリー（図書館)、学修支援制度の利用情報管理
⑪成績通知書、履修状況、大学が実施する学力試験等の結果の保証人への送付
⑫保証人との成績、履修、学生生活、進路に関する相談

C.学生生活支援関連

⑬学生生活・課外活動（部活動、学生会活動、ボランティア活動等）の支援
⑭学内諸手続き、および学内の各種ウェブサービス等における本人確認を目的とした写真とそのデータの利用
⑮火災、災害等により学生の生命もしくは身体に重大な被害が発生した場合における安否確認のための個人情報の収集、および防災避難訓練時における安否確認訓練等での個人情報の収集
⑯学内施設・設備、スクールバスの利用管理、防犯カメラの設置による映像情報管理
⑰大学が募集するアルバイトや学生インターン等の仕事に従事した場合の雇用管理、給与等の支払い
⑱学生会、卒業生等で組織する団体、保証人で組織する団体、奨学金団体、実習先等、本学が必要と認めた団体への必要情報の提供

⑲教育研究、学修行動・学修成果、学生支援（学修支援・就職支援を含む）および入学試験・学生募集に関する評価・改善と、そのための統計調査・分析
⑳所属する学部、研究科において学生・教員で構成される学会組織への必要情報の提供

D.大学運営関連
㉑大学の教職員による高校訪問時等の出身校への（卒業生）状況報告
㉒大学の広報誌・催し物の案内、募金依頼関係の案内
㉓卒業後の各種案内の送付
㉔学術交流協定などによる協定大学への情報提供
㉕卒業アルバム、大学の広報誌、大学案内その他の PR 誌、学生募集要項、本学ウェブサイト等を利用した広報活動

## ２．個人情報の安全管理について

本学は、個人情報が不正に利用されたり、紛失・滅失、改ざんおよび漏洩することのないよう厳重に管理するとともに、個人情報を扱う教員、職員、その他の本学の業務を従事する者への管理教育・研修を行います。

## ３．第三者への提供について

本学は、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供いたしません。ただし、法律の定める例外（個人情報保護法第 23 条第 1 項第１～４号※）については、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

**※個人情報保護法第 23 条第 1 項**

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## ４．外部委託について

本学からの各種送付物や、データの入力等に関して、業務の全部または一部を外部委託することがあります。その際、当該個人情報の漏洩、流出、不正利用等がないよう、委託先に対し契約等により、必要かつ適切な管理を義務付けます。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口：各キャンパス総務課

三木キャンパス　　：電話　0794-85-2288（代表）
尼崎キャンパス　　：電話　06-6498-4755（代表）
神戸山手キャンパス：電話　078-341-6060（代表）

# 関西国際大学個人情報管理規程

（目　的）
第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号、平成１７年４月１日施行）に定める事項に関し、関西国際大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の適正な取扱について定め、本学の責務を明確にするとともに、個人の権利利益及びプライバシーを保護し、かつ、適正な大学運営を図ることを目的とする。

（定　義）
第２条　ここにいう個人情報とは、本学が収集し利用する個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等特定の個人を識別できるもの及び他の情報と照合することにより容易に個人を識別できる情報を指す。

（責　務）
第３条　本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱に伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害防止に関し、必要な措置を講じるように努めなければならない。
２　本学の教職員（勤務形態に関わらず、本学に勤務する全ての教職員をいう。以下同じ。）は、個人情報が保管され又は取り扱われている施設、設備、部屋、ロッカー、キャビネット、引き出し、金庫等開閉及び施錠が可能なものについては確実に施錠するなど、その安全管理に万全を期さなければならない。
３　本学の教職員は、個人情報にかかる記録文書(電子配信を含む。以下「個人記録等」という。）を学外に持ち出してはならない。
４　前項の規定にかかわらず、個人記録等を学外に持ち出そうとするものは、別に定める規則に従わなければならない。
５　本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（個人情報・危機管理委員会）
第４条　本学は、この規程の目的を達成するため、教職員からなる個人情報・危機管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。
２　管理委員会は、本学の教職員に個人情報の保護を徹底させるため、必要な教育及び研修を行う。

（個人情報管理責任者）
第５条　本学における個人情報の取扱責任者として、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
２　管理責任者は、事務局長とする。
３　管理責任者は、本学の教職員に対し、個人情報保護の重要性を周知徹底することにより、個人情報の適正な取扱が確保されるよう努めなければならない。

（個人情報の取得）
第６条　個人情報は、本学の教育、研究及び業務に必要な範囲内に限定して取得するものとし、かつ、取得する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

（1）　個人情報の取得にあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定すること。
（2）　個人情報の取得は、利用目的の達成に必要な範囲内で行うこと。ただし、本人の同意を得た場合はこの限りではない。
（3）　個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。
また、本人から直接、書面（電子的方式や磁気的方式等で作られる記録を含む。）に記載された個人情報を取得する場合は、予め本人に対し、その利用目的を明示すること。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるときは、この限りではない。
2　個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
（1）　法令の規定に基づくとき。
（2）　本人の同意があるとき。
（3）　出版、報道により公にされているとき。
（4）　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
（5）　管理責任者が、第三者から取得することに相当の理由があると認めるとき。

（個人情報の利用）
第7条　取得した個人情報は、利用目的以外の目的に利用（以下「目的外利用」という。）し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
（1）　法令の規定に基づくとき。
（2）　本人の同意があるとき。
（3）　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（4）　公衆衛生の向上又は在学生の健全育成の推進に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
（5）　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事項を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
2　管理責任者は、前項ただし書の規定により個人情報を学外に提供（以下「外部提供」という。）する場合には、当該個人情報の適正な取扱を担保するため、提供を受ける者に対し、その使用目的若しくは使用方法に制限を付し、又は本学の個人情報管理規程と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

（適正管理）
第8条　管理責任者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し必要な措置を講じなければならない。
2　管理責任者は、個人情報に関する掲示を行うときは掲示期限を定めるなど、掲示管理の適正を期さなければならない。
3　管理責任者は、個人情報をその目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
4　管理責任者は、個人情報の保管期限を遵守し、利用目的にてらして保有する必要のなくなった場合には個人情報を確実かつ迅速に廃棄又は消去しなければならない
5　管理責任者は、個人情報の廃棄にあたっては、本人の権利利益の侵害を未然に防止するため、その処理を学外に委託する場合も含めて、情報が流出することのないよう、

裁断、溶解等による確実な処理を行うものとする。
６　管理責任者は、個人の情報の取扱に関し、管理委員会の助言、指導又は勧告があったときは、すみやかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

（委託情報の把握）
第９条　個人情報を利用又は処理する業務の一部を第三者に委託しようとする者（学外からの要員を受け入れる場合も含む。）は、その委託状況を常時詳細に把握しなければならない。

（委託先選定基準）
第１０条　個人情報を利用又は処理するために、第三者を委託先として選定する場合は、次に掲げる各号の基準を満たす業者を選定しなければならない。
（１）個人情報保護に関する規定が制定されていること。
（２）個人情報保護に関する組織体制が確立されていること。
（３）個人情報保護に関する安全管理措置が整備されていること。

（委託契約記載事項）
第１１条　個人情報の利用又は処理を第三者に委託する場合、委託契約書には、委託先における個人情報の保護に関して、次の事項を明記しなければならない。
（１）業務上知り得た個人情報の漏出防止及び盗用の禁止
（２）個人情報の加工、改ざん等（委託契約の範囲内のものを除く。）の禁止
（３）個人情報の複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの及び委託契約の範囲内のものを除く。）の禁止
（４）個人情報の取扱を再委託する場合の、大学への文書による報告義務
（５）委託契約の期間
（６）利用目的達成後の個人情報の返却、破棄又は削除の完全実施
（７）個人情報漏えい事故等の発生時における大学への即報
（８）個人情報漏えい事故等の発生に伴う委託先の責任内容

（個人情報の共同利用）
第１２条　本学が特定の者との間で個人情報を共同利用する場合には、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知するか、又は本人の容易に知りうる状態におかなければならない。次に掲げる事項を変更した場合も同様とする。
（１）個人情報の共同利用
（２）共同利用する個人情報の項目
（３）共同利用する者の範囲
（４）共同利用する共通の目的
（５）共同利用する個人情報の管理責任者の氏名

（開示の対応）
第１３条　管理責任者は、本人等から当該本人に関する個人情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、次の各号に掲げる場合を除き、実行しうる手段で開示することとする。
（１）　開示をすることにより、本学の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき。
（２）　開示をすることにより、個人の生命、身体、財産、平穏等の権利利益を害するおそれがあるとき。
（３）　法令に違反することとなるとき。

２　管理責任者は、前項の規定に基づき、開示しない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
３　管理責任者は、開示に当たり、開示請求をした者に対し、開示に係わる費用を請求することができる。この場合において、請求する額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めることとする。

（訂正等への対応）
第１４条　管理責任者は、本人等から、当該本人に関する個人情報について、内容が事実でないという理由により訂正、追加もしくは削除の請求があったとき、又は第７条の定めに反する利用もしくは第三者への提供、或いは不正な取得があるという理由により利用の停止もしくは消去の請求があったときは（以下、それらの訂正、追加もしくは削除又は利用の停止もしくは消去を「訂正等」という。）、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、実行しうる手段で訂正等を行うこととする。
２　管理責任者は、前項の規定に基づき、訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（苦情及び相談）
第１５条　管理責任者は、個人情報の取扱に関して苦情及び相談の申し出（以下「苦情等」という。）があったときは、その苦情等に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（侵害及び事故への対応）
第１６条　管理責任者は、個人情報に対する侵害、事故又はそのおそれ（以下「侵害等」という。）を認知したときは、速やかに学長に報告しなければならない。
２　学長は、侵害等の内容、原因及び影響を調査した上で、対処策及び再発防止策を策定しなければならない。

（改　廃）
第１７条　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附　則
この規程は、平成１９年７月１８日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

# 関西国際大学学生会と関西国際大学との個人情報の共同利用について

関西国際大学学生会は本学学生の責任のある自治活動により、本学との密接なる連携のもとに、本学の建学の精神を尊び、使命達成に努力し、会員の自主的活動によって人間性の陶冶とよき学風の確立をめざし、学生活動全般の発展向上を図ることを目的とした学生主体の組織です。関西国際大学学生会は、その利用する個人情報の一部について、関西国際大学と共同利用しています。

1. 共同利用する個人情報の項目
＜学部学生情報＞
（１）学籍（学籍番号・在籍状況）
（２）氏名（漢字・カナ）
（３）生年月日
（４）住所
（５）電話番号（固定または携帯）

2. 共同利用する者の範囲
関西国際大学学生会

3. 共同利用する目的
（１）学生会の部・サークルに所属する学生の照合及び緊急連絡への利用
（２）その他本学及び共同利用先の円滑な事業遂行のため

4. 学校法人濱名山手学院（その設置する関西国際大学）における利用について管理責任を有する者
関西国際大学
（お問い合わせ先：関西国際大学学生課　TEL 0794-84-3507）

なお、関西国際大学学生課は、関西国際大学の組織ですが、共同利用先の関西国際大学学生会の業務を併せて行っています。

# 関西国際大学後援会と関西国際大学との個人情報の共同利用について

関西国際大学後援会は、在学生の保証人（父母等）により組織される団体です。学部学生の保証人（父母等）が、入学手続時及び毎年年度の始めに会費を納入いただき、在学生への支援活動及び会員相互の親睦活動を行っています。
関西国際大学後援会は、その利用する個人情報の一部について、関西国際大学と共同利用しています。

1. 共同利用する個人情報の項目
＜学部学生情報＞
（１）学籍（学籍番号・在籍状況）
（２）氏名（漢字・カナ）
（３）生年月日
（４）住所
（５）電話番号（固定または携帯）
（６）メールアドレス

＜保証人情報＞
（１）氏名（漢字・カナ）
（２）続柄
（３）住所
（４）電話番号（固定または携帯）
（５）メールアドレス

2. 共同利用する者の範囲
関西国際大学後援会

3. 共同利用する目的
（１）後援会の会議、各種行事（教育懇談会、後援会企画、イベント等）の案内
（２）機関誌「後援会会報」の発送
（３）後援会会員名簿、教育懇談会出席者名簿、会員数統計表作成（ここは確認が必要）
（４）その他本学及び共同利用先の円滑な事業遂行のため

4. 学校法人濱名山手学院（その設置する関西国際大学）における利用について管理責任を有する者
関西国際大学

（お問い合わせ先：関西国際大学後援会事務局（学生課内）　TEL 06-6496-4114）
なお、関西国際大学学生課は、関西国際大学の組織ですが、共同利用先の関西国際大学後援会の業務を併せて行っています。

# 関西国際大学後援会会則

目次

第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　組織及び会費（第６条・第７条）
第３章　役員及び役員会（第８条－第 13 条）
第４章　顧問（第 14 条・第 15 条）
第５章　総会（第 16 条－第 18 条）
第６章　会計及び会計監査（第 19 条－第 23 条）
第７章　慶弔（第 24 条）
第８章　奨学生制度（第 25 条）

## 第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、関西国際大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、会員相互の親睦と研修を図り、関西国際大学（以下「本学」という。）の教育方針に基づいて、よりよい学風の確立と本学の発展に必要となる援助及び学生の福祉の増進に協力することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　会員相互の親睦と研修に関する事業

（２）　本学の教学諸事業に対する援助

（３）　本学及び本学学生が行う諸行事に対する援助

（４）　本学学生の福利厚生に関する援助

（５）　その他本会の目的遂行に必要な事業

第４条　本会の事務局は、関西国際大学内に置く。

第５条　本会の解散及び会則の改廃は、総会の決議により決定する。

## 第２章　組織及び会費

（会員）

第６条　会員は、本学に在籍する学生の父母又はその他の親族若しくはこれらに準ずるもの（以下「父母等」という。）並びに本学を卒業した学生の父母等をもって組織する。

（１）　正会員は、本学に在籍している学生の父母等とする。

（２）　賛助会員は、本学を卒業した学生の父母等で、本会の趣旨に賛同したものとする。

（会費）

第７条　会員は、本会の事業運営のため、次に掲げる会費を納入するものとする。

（１）　正会員の会費は年額 12,000 円とし、春学期の学費納入時に納入する。
（２）　賛助会員の会費は年額１口 1,000 円とし、所定の手続により本会に納入する。
２　外国人留学生の父母等の会費については、別に定める。
３　本学に兄弟姉妹が在籍している学生の父母等の会費の取扱いについては、別に定める。

## 第３章　役員及び役員会

（役員の選出）
第８条　会長は、正会員の中から選出し、本会を代表する。
２　副会長は、原則として正会員の中から２名を選出し、会長を補佐するほか、会長が不在の時はその職務を代行する。
３　書記は、原則として正会員の中から２名を選出し、総会及び役員会の議事録を作成する。
４　会計は、原則として正会員の中から２名を選出し、全ての事業に関する会計の事務を行う。
５　幹事は、正会員の中から選出し、会務の処理を行う。
６　監査は、正会員の中から選出し、業務及び会計の監査を行う。
７　前各項に規定する役員は、総会において選出する。
（役員会の設置）
第９条　本会の運営を行うため、役員会を設置し、その会務は会長が処理する。
（役員会の構成）
第 10 条　役員会は、次に掲げる役員をもって構成する。
（１）　会長　１名
（２）　副会長　２名
（３）　書記　２名
（４）　会計　２名
（５）　幹事　若干名
２　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員会の業務）
第 11 条　役員会は、本会の年度予算の立案、事業の計画及び遂行のほか、第２条の目的を達成するために必要な業務を行なう。
（役員会の定足数）
第 12 条　役員会は、役員の２分の１以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した役員は、出席者として扱うことができる。
（役員会の議決）
第 13 条　役員会の議案は、役員出席者の過半数の賛成をもって議決する。

## 第４章　顧問

（顧問の委嘱）

第 14 条　本会は、役員経験者のうち、特に功労があったと認めるものを顧問に委嘱することができる。

２　本会は、学長及び副学長を特別顧問に委嘱することができる。

第 15 条　顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

## 第５章　総会

（総会の開催）

第 16 条　総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年１回、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

２　総会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）　会則の制定及び改廃

（２）　役員の選定

（３）　事業計画及び報告

（４）　予算及び決算

（５）　その他必要な事項

（総会の定足数）

第 17 条　総会は、正会員の３分の１以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者として扱うことができる。

（総会の議決）

第 18 条　総会の議案は、正会員出席者の過半数の賛成をもって議決する。

## 第６章　会計及び会計監査

（運営経費）

第 19 条　本会の運営経費は、会費、寄付金及びその他の収入を充当する。

（会計）

第 19 条の 1　本会の会計は、一般会計及び特別会計とし、特別会計の取扱いについては、別に定める。

（予算及び決算）

第 20 条　本会の予算及び決算は、総会によって決議する。

（会計年度）

第 21 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会計処理）

第 22 条　本会の会計処理は、関西国際大学学生センター長に委任する。

（会計監査）

第23条　本会の会計監査は、第８条第６項の規定に基づいて監査２名で行い、監査は必要に応じて役員会に出席することができる。

## 第７章　慶弔

（慶弔金等）

第24条　次の各号のいずれかに該当する場合は、本会より慶弔金を贈る。

（１）　会員及び本学学生が死亡した場合は、弔慰金を贈る。

（２）　会長が特に必要と認めた場合は、慶弔金を贈る。

２　前項の慶弔金の額は、次に掲げるとおりとする。

（１）　前項第１号の場合は１万円とし、供花を添えることができる。

（２）　前項第２号の場合は、会長に一任する。

## 第８章　奨学生制度

第25条　本学の学生で、次の各号のいずれかに該当する場合は、本会から奨学金を支給することができる。

（１）　修学意欲が高く、かつ経済的に困窮していると認められる者

（２）　役員会が特に必要と認めた者

２　奨学生制度に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

本会則は、昭和６２年５月２２日より施行する。

本会則は、昭和６３年６月１４日より施行する。

本会則は、平成　２年５月 12日より施行する。

本会則は、平成１０年１月２４日より施行する。

本会則は、平成１０年９月１２日より施行する。

本会則は、平成１２年５月２７日より施行する。

本会則は、平成１３年５月２８日より施行する。

本会則は、平成１５年４月　１日より施行する。

本会則は、平成１６年５月２９日より施行する。

本会則は、平成１７年４月　１日より施行する。

本会則は、平成２０年６月２８日より施行する。

本会則は、平成２３年６月１１日より施行する。

本会則は、平成２８年６月　４日より施行する。

本会則は、平成２９年６月１７日より施行する。

本会則は、平成３０年６月３０日より施行する。

本会則は、令和　２年７月　４日より施行する。

附　則

この会則は、2023（令和５）年７月１日から施行する。

# 関西国際大学 学生会会則

## 第１章　　総　　則

第１条　本会は、関西国際大学（以下、「本学」という。）学生会と称する。

第２条　本会は、本学三木キャンパス及び本学尼崎キャンパス、神戸山手キャンパスに在籍する全学生によって組織する。

第３条　本会は、執行部を三木、尼崎、神戸山手キャンパスに置く。

第４条　本会は、本学学生の責任のある自治活動により、本学との密接なる連携のもとに、本学の建学の精神を尊び、使命達成に努力し、会員の自主的活動によって人間性の陶冶とよき学風の確立をめざし、学生活動全般の発展向上を図ることを目的とする。

第５条　本会は、本会の目的を遂行するため、本会役員で構成する次の機関を各キャンパスに置く。

（１）学生総会
（２）学生会執行部
（３）クラブ連絡協議会
（４）あじあん祭実行委員会
（５）HEART フェスタ実行委員会
（６）諏訪山祭実行委員会
（７）Sports Revolution 実行委員会
（８）ゼミ長連絡会議
（９）選挙管理委員会
（１０）監査委員会

## 第２章　学生総会

第６条　学生総会は、本会会員をもって構成する最高決議機関である。

第７条　学生総会は、次の場合に会長がこれを召集する。

１　定例総会　（年１回、原則として５月に開催）

２　臨時総会

（１）会長が必要と認めた場合
（２）全会員の５分の１以上の連署により、議案を明示して要求のあった場合
（３）監査委員会から要求があった場合

第８条　学生総会の招集については、学生会会長が原則として招集日、場所、議題を明記し、１０日前に所定の場所に公示しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

２　学生総会は、場所を分割し、各キャンパスにおいて開催できるものとする。

第９条　学生総会では、次の事項について審議する。

（１）前年度事業報告及び決算報告
（２）新年度事業計画及び予算案
（３）学生会執行部役員の承認
（４）諸規約の制定と改正の承認
（５）その他、本会の目的達成に関する重要な議案

第１０条　学生総会は、会員の３分の１以上の出席によって成立する。但し、委任状を提出した者は出席者として扱うことができる。

２　第８条第２項に基づき学生総会を開催する場合、出席者は両者を合算して行なうものとする。

第１１条　学生総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって行い、賛否同数の場合には議長がこれを決定する。

２　第８条第２項に基づき学生総会を開催する場合、議決は両者の合算により出席者の過半数をもって行い、賛否同数の場合には本部の議長がこれを決定する。

第１２条　学生総会は、会員より選出された議長１名、副議長１名、書記２名の議長団により議事を運営するものとし、学生会執行部役員はその任に就くことはできない。但し、緊急やむを得ない場合は、学生総会に諮り選任できるものとする。

２　第８条第２項に基づき学生総会を開催する場合、議長団は各キャンパスにおいてそれぞれ選出するものとする。

## 第３章　学生会執行部及び委員会

第１３条　学生会執行部は、本会の最高執行機関である。

第１４条　本会に次の学生会執行部役員を置く。

会　長　　１名

副会長　　３名　　（各キャンパス１名）
副会長補佐　１名　　（会長不在のキャンパス１名）
書　記　　若干名
会　計　　若干名
庶　務　　若干名
渉　外　　若干名

２　本会の運営は、総合連絡会議をもって行う。

３　前項の総合連絡会議は、各キャンパスにおいて各々開催する。

第１５条　総合連絡会議は、「三木、尼崎、神戸山手合同執行部会議」で方針を協議し、各キャンパス執行部の議をもって行う。

２　「三木、尼崎、神戸山手合同執行部会議」は、会長と副会長、副会長補佐、書記、会計、庶務、渉外の各キャンパス代表により構成される。

第１６条　会長は本会の最高責任者であり、本会を代表して本会を統括する

第１７条　副会長は各キャンパスの会務を統括することができる。

２　副会長は、会長に事故のある時にはその会務を代行する。

第１８条　副会長補佐は、副会長を補佐し、副会長に事故のある時にはその会務を代行する。

第１９条　書記は、諸会議の議事を記録すると共に、文書を管理する。

第２０条　会計は、会費及びその他の資金の出納事務を管理すると共に、会計書類の作成及び管理の一切を行う。

第２１条　庶務は、その他の事務を処理する。

第２２条　渉外は、学外との折衝を担当し、学生会各委員会との連絡を保持する。

第２３条　学生会執行部の役員選出は、次のとおりにする

（１）会長は、本学学生の総選挙によるものとし、選挙管理委員会規約は、別にこれを定める

（２）会長以外の学生会役員は、会長が選出し、学生総会の承認を経て決定する

（３）任期途中で役員に欠員が出た場合、代わりの者を会長が選任し、不信任決議が否決された場合に役員を補充できる

第２４条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

第２５条　会長等の役員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失するものとする。

（１）学籍を喪失したとき

（２）学生総会において、不信任決議が可決されたとき

（３）会長に辞任を申し出て、学生会執行部が承認したとき

２　学生会執行部役員に欠員が生じたときは、第２３条に挙げた方法で補充する。

３　新たに補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第２６条　学生会執行部役員は、任期満了後において後任者が選出されるまでの期間について、引き続きその任務を遂行する。但し、学生会執行部役員が学籍または役員としての資格を喪失した場合は、その限りではない。

第２７条　次の各号の一に該当する場合は、学生会執行部は解散しなければならない。

（１）学生総会において、信任案が否決または不信任案が可決された場合

（２）学生会執行部が解散を希望し、学生総会がこれを承認した場合

第２８条　学生会執行部は、次の事項を協議し執行する。

（１）学生総会で議決された事項の執行

（２）学生総会の招集及び議題の決定

（３）諸活動の統括と連絡調整

（４）予算案及び決算案作成

（５）本会会則改正の原案作成

（６）本学との連絡及び調整業務

（７）その他、学生自治活動に関する重要事項の協議及び審議

第２９条　学生会執行部は、次の委員会を設置する。

（１）クラブ連絡協議会

（２）あじあん祭実行委員会

（３）HEART フェスタ実行委員会

（４）諏訪山祭実行委員会

（５）Sports Revolution 実行委員会

（６）ゼミ長連絡会議

（７）選挙管理委員会

２　学生会執行部が必要と認めた場合は、前項以外の委員会を設置することができる。

第３０条　あじあん祭実行委員会は、あじあん祭の企画、運営及び実施に関する業務について統括する。

第３１条　HEART フェスタ実行委員会は、HEART フェスタの企画、運営及び実施に関する業務について統括する。
第３１条の２　諏訪山祭実行委員会は、諏訪山祭の企画、運営及び実施に関する業務について統括する。
第３２条　Sports Revolution 実行委員会は、Sports　Revolution の企画、運営及び実施に関する業務について統括する。
第３３条　ゼミ長連絡会議は、大学活性化のため学生会と一般学生との連携を密にしていくことを目的とする。
２　ゼミ長連絡会議は、学生会執行部役員及び各ゼミの代表者をもって構成される。
第３４条　選挙管理委員会は、本会における学生会執部役員の選出に関する業務を遂行する。
２　選挙管理委員規約については、別にこれを定める。

## 第４章　クラブ及びサークル

第３５条　クラブ及びサークル（以下、「学生団体」という。）は、学生の自主的活動に基づき、学生生活の向上を図り、心身を鍛練することを目的とする。
第３６条　学生団体には、次の役員を置く
　部　長　　１名
　副部長　　１名
　会　計　　１名
第３７条　学生団体の役員は、学生会執行部役員を兼ねることはできない。
２　学生団体の役員は、他の学生団体の役員を兼任することはできない。
第３８条　学生団体を新設する場合は、所定の手続きにより学生センター長の許可を得なければならない。
第３９条　学生会執行部は、学生センター長の許可に基づき、学生団体の活動計画やその目的を審査の上、学生団体として承認する。但し、申請後の一定期間については、サークルの扱いとする。
第４０条　学生団体は、各年度の６月１日現在において、クラブは１０名以上、サークルは４名以上の部員を有しなければならない。
第４１条　学生団体は、毎年６月１日現在の部員名簿及び年間活動計画案並びに、予算年間執行計画書を指定期日までに学生会執行部に提出する。
第４２条　学生団体は、１年間の活動報告書、収支決算報告書及び定められた証憑書類を指定期日までに学生会執行部に提出しなければならない。
第４３条　学生団体は、予算執行簿及び備品台帳を作成し、その出納及び管理を行うものとする。
２　学生団体は、監査委員会の指定する期日までに、予算執行簿及び備品台帳等を提出しなければならない。
第４４条　学生団体は、原則として、週１回以上の活動日を設けるものとする。
第４５条　学生団体は、所定の手続きを経て、学外より監督及びコーチを招聘することができる。
第４６条　学生団体は、その活動を停止する場合、所定の手続きにより休部届又は廃部届を提出し、学生センター長の承認を得なければならない。
２　学生団体が休部する場合、その期限は１年以内とする。
第４７条　サークルがクラブに昇格を希望する場合は、所定の手続きを経て、必要書類を学生会執行部に提出し、承認を得なければならない。
第４８条　学生団体の活動を円滑且つ活性化することを目的に、更には学生団体相互の連絡及び調整を図るため、各キャンパスにクラブ連絡協議会を設置する。
第４９条　各キャンパスのクラブ連絡協議会は、各々の学生団体を統括する。
２　各キャンパスのクラブ連絡協議会は、学生会執行部役員及び各団体の役員をもって構成される。
第５０条　学生会執行部は、次の各号の一に該当する場合、当該学生団体に活動の凍結や解散を命ずることができる。
（１）学生団体として大学の名誉を汚し、相応しくない行為をした場合
（２）学生会執行部の要請にも応じず、長期にわたりクラブ連絡協議会を欠席した場合
（３）本会則に反する行為をした場合

## 第５章　会　計

第５１条　本会の経費には、学生会費及びその他の資金を充当する。
第５２条　学生会費は年額 5,000 円とする。但し、学生による自主的活動により各事業が企画され、学生会が企画立案を認めた場合に限り、寄付を受け付けることが出来る。
第５３条　本会の収支予算及び収支決算は、「三木、尼崎、神戸山手合同執行部会議」で調整し、学生総会で議決する。
第５４条　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

## 第６章　監査委員会

第５５条　監査委員会は、本会の会計業務、総会及びその他の組織による諸業務が適正且つ公明に運営されるように会計監査、業務監査を行うことを目的とする。

第５６条　監査委員会の業務は、次の通りとする。
（1）各キャンパスの学生会及び学生団体の会計に関する監査
（2）各キャンパスの学生会会則の運営に関する監査
（3）学生団体を除く、学生会各委員会の決定事項の運営に関する監査
第５７条　監査委員は、会員の中より２名を選出し、学生総会で承認を得る。但し、執行部役員またはその他の委員会の委員を兼任することはできない。
第５８条　監査委員会委員の任期は１年とする。
第５９条　監査委員会は、その業務を適正に行うため、各委員会への出席及び会員の意見を聞くことができる。但し、学生総会を除き、議決権は与えられない。
第６０条　監査委員会は、第５５条に定める監査を行い、それぞれの事項について不明瞭性が認められた場合は、その是正について会長、または副会長に勧告する。但し、学生総会または学生会執行部の議決を得なければならない。
第６１条　監査委員会は、会長または副会長に対して、予算を有する委員会や学生団体に関する予算の執行停止や活動の停止を指示することができる。但し、学生総会または総合連絡会議の議決を経なければならない。

## 第７章　解任の請求

第６２条　各種委員会役員の解任は、それぞれの選出母体が解任を議決した場合に執行される。
第６３条　執行部役員の解任を求めるときは、会員総数の過半数の連署をもって、代表者が選挙管理委員会に解任請求する。
第６４条　選挙管理委員会は、前条の請求があった場合は、直ちに請求の主旨を公示しなければならない。
２　選挙管理委員会は、第６３条の請求内容について審査し、適正であると判断された場合は、その役員の解任を告知し、会則に則り、補充若しくは選挙を行う。
第６５条　役員の解任の請求については、この会則に定めるもののほか、選挙管理委員会規約によってこれを定める。

## 第８章　会則の改正

第６６条　この会則の改正は、学生総会の議決によって成立する。

附　則
本会の会則は、平成１６年５月２５日より施行する。
本会の会則は、平成２１年４月１日より施行する。
本会の会則は、平成２２年１２月２２日より施行する。
本会の会則は、平成２４年５月２２日より施行する。
本会の会則は，平成２５年５月２８日より施行する。
本会の会則は，平成２７年６月２日より施行する。
本会の会則は、平成２８年５月２７日より施行する。
本会の会則は、平成３０年５月２２日より施行する。
本会の会則は、２０２１（令和３）年６月２２日に施行する。

# 関西国際大学における保証人に関する規程

2023（令和５）年７月１日施行

（目的）

第１条　この規程は、関西国際大学及び関西国際大学大学院（以下「大学」という。）が、学生の学業の成就及び学生生活の充実に資するため、大学に在籍する学生（以下「学生」という。）の連帯保証人（以下「保証人」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（保証人）

第２条　保証人とすることができる者は、独立して生計を営む成年者のうち、学生の父母又はその他の親族若しくはこれらに準ずるものであって、かつ、日本国内に居住しているものとする。

２　前項の規定にかかわらず、特段の事情があると大学が認めた場合は、日本国外に居住している者を保証人とすることができる。

（保証人の届出）

第３条　学生は、入学時に様式第１号により、保証人を当該保証人の連署を得て、届け出なければならない。

２　学生は、保証人を変更する場合又は保証人の住所等に変更があった場合は、様式第２号により、保証人の連署を得て、速やかに大学に届け出て承認を得なければならない。

３　保証人の届出先は、入学前は入試広報部入試課、入学後は学生部学生課とする。

（保証人の責務）

第４条　保証人は、次に掲げる責務を負うものとする。

（１）　大学の学費及びその他諸費用の支払に関する債務の連帯保証

（２）　大学に損害を与えた場合の賠償に関する連帯保証

（３）　退学、休学又は留学その他学籍の異動に関する書類への連署

（４）　事件・事故発生時の身元の引受け

（５）　学内での怪我又は急病その他緊急事態における連絡対応

２　前項１号及び２号に定める連帯保証の極度額は、学生の在籍学部により次に掲げるとおりとする。この場合において、極度額には、学費及びその他諸費用並びに大学に損害を与えた場合の損害賠償金その他経費を含めるものとする。

（１）　保健医療学部　200 万円

（２）　大学院・保健医療学部以外　150 万円

（保証人への通知等）

第５条　大学は、学生が次の各号に該当する場合は、特段の事情がない限り、保証人に通知するものとする。

（１）　大学の規定に基づき表彰された場合

（２）　大学の規定に基づき懲戒処分又は教育的措置を受けた場合

（３）　授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合

（４）　転学部又は転学科により、学費及び諸経費が変更となった場合

（５）　申請した学籍異動願が、許可になった場合

（６）　日本学生支援機構奨学金の適格認定において警告、停止又は廃止となった場合

（７）　学生に連絡が取れない場合

（８）　学生の消息が不明な場合

（９）　その他生活指導上必要な場合

２　大学は、学生が除籍となった場合は、その旨を保証人に通知するものとする。

（保証人への情報提供）

第６条　大学は、学生の保証人に対し、次に掲げる情報を提供することができるものとする。

（１）　成績情報、授業履修状況、単位修得状況及び出席状況その他学業に関すること。

（２）　入学式、学位授与式、大学が主催する記念行事に関すること。

（３）　大学の広報に関すること。

（４）　教育懇談会の案内に関すること。

（連絡先人）

第７条　保証人の居住地が日本国外の場合は、学生は保証人に加え、緊急時に大学から連絡をすることができる連絡先人を様式第１号により、大学に届け出るものとする。

２　連絡先人は、緊急時に大学から連絡をすることができる成年者であって、日本国内に居住しているものでなければならない。

３　学生は、連絡先人を変更する場合又は連絡先人の住所等に変更があった場合は、様式第２号により、速やかに大学に届け出るものとする。

（連絡先人の責務）

第８条　第４条第１項第４号及び第５号の規定については、保証人ではなく連絡先人がその責務を負うものとする。この場合において、大学から報告を受けた連絡先人は、速やかに保証人に連絡するものとする。

（連絡先人への通知等）

第９条　第５条第１項第６号、第７号及び第８号並びに同条第２項の規定については、大学は保証人ではなく連絡先人に通知するものとする。この場合において、大学から通知を受けた連絡先人は、速やかに保証人に連絡するものとする。

（事務）

第 10 条　この規程に関する事務は、学生部学生課がこれを所掌する。

（補則）

第 11 条　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附　則

この規程は、2023（令和５）年７月１日から施行する。

様式第1号（第3条、第7条関係）

# 身元保証書

| 受験番号 | |
|---|---|

西暦　　年　　月　　日

（記入日）

関西国際大学学長 殿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 入学者本人 | 名 前 | | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| | 学 部<br>研究科 | 学部<br>研究科 | 学 科<br>専 攻 | 学科<br>専攻 |
| | 現住所 | 〒<br>携帯電話番号　　（　　） | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保証人 | 名 前 | | 入学者本人<br>との関係 | |
| | 現住所 | 〒　　－<br>電話番号（自宅）　　（　　）<br>電話番号（携帯）　　（　　） | | |

1　私は、上記入学者が在籍期間中、上記入学者に係る諸問題が発生した場合は、直ちに大学と連絡を取り合い、問題解決に向け、連携して対処します。

2　私は、上記入学者が故意又は過失により貴学に損害を与え、その損害額を請求された場合は、上記入学者と連帯して極度額（＊）を上限に支払います。

| | |
|---|---|
| 保証人名前※<br>（保証人自筆） | ㊞ |

※保証人本人が必ず自署してください。 黒ボールペンで記入してください。

保証人とは、独立して生計を営む成年者のうち、学生の父母又はその他の親族若しくはこれらに準ずる方、かつ、日本国内に居住している方とします。外国人留学生や国内に保証人がいない場合は裏面連絡先人についてもご提出ください。

＊極度額について

極度額の上限は、保健医療学部 200万円、大学院・保健医療学部以外は150万円とします。改正民法に伴い、「極度額（上限額）」を定めることが義務付けられたため、保証書に極度額を記載しています。この極度額は、大学に損害を与えた場合（器物破損等）において、保証人が負担する必要のある最大限の額を示していますが、通常は、学費やその他の学業等に必要な経費以外については、ご負担をいただくことは想定しておりません

（保証人の役割）

・大学の学費及びその他諸費用の支払いや大学に損害を与えた場合の損害賠償金その他経費関する債務の連帯保証

・退学、休学又は留学その他学籍の異動に関する書類への連署

・事件・事故発生時の身元の引受け

・学内での怪我又は急病その他緊急事態における連絡対応等

様式第1号（第3条、第7条関係）

| 受験番号 | |
|---|---|

| 西暦　　年　　月　　日 |
|---|

（記入日）

国内に保証人がおられない外国人留学生の方は、以下に連絡先人を記載してください。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 連絡先人 | 名　前 | | 入学者本人との関係 | |
| | 現住所 | 〒　　－<br>電話番号（自宅）　　（　　）<br>電話番号（携帯）　　（　　） | | |

| | |
|---|---|
| 私は、上記入学者が在籍期間中、学内での怪我又は急病その他緊急事態における連絡対応や事件・事故発生時の身元を引き受けます。また、速やかに保証人へ連絡するものとします。 | |
| 連絡先人名前<br>（連絡先人自筆） | ㊞ |

※連絡先人本人が必ず自署してください（黒ボールペンで記入してください）。